

「プロバイダ非依存アドレス割り当て規則」新旧対照表

	現在の文書	改定後の文書
移 転	<p>第 5 条（この規則の適用対象）</p> <p>この規則は、PI アドレスのうち当センターの管理下におくべきであると国際的に認知されているものに適用する。このような PI アドレスは以下のものを含む。</p> <p>（ 1 ） InterNIC またはその前身から日本国内の組織に直接割り当てられた IP アドレスであって、歴史的経緯により当センター管理下におくべきであるとされている IP アドレス</p> <p>（ 2 ） ネットワークアドレス調整委員会を經由して、InterNIC またはその前身から割り当てられた IP アドレス</p> <p>（ 3 ） IP アドレス管理指定事業者制度およびその前身となる制度および CIDR ブロック割り当てに関するパイロットプロジェクト以外のしくみによって、当センターもしくは当センターの前身の JNIC から割り当てられた IP アドレス</p> <p>（ 4 ） 2004 年 4 月 19 日以降この規則制定以前に JPNIC との特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約に基づいて当センターから割り当てられた PI アドレス</p> <p>（ 5 ） この規則に基づいて当センターが割り当てる PI アドレス</p> <p>（ 6 ） 前各号以外の PI アドレスであって、JPNIC 以外のインターネットレジストリから割り当てられ JPNIC に管理が移管された PI アドレス</p>	<p>第 5 条（この規則の適用対象）</p> <p>この規則は、PI アドレスのうち当センターの管理下におくべきであると国際的に認知されているものに適用する。このような PI アドレスは以下のものを含み、<u>当センターからの割り当て以外的手段によって入手したアドレスであつても、当センターが割り当てを行ったアドレスと同等に扱うものとする。</u></p> <p>（ 1 ） InterNIC またはその前身から日本国内の組織に直接割り当てられた IP アドレスであって、歴史的経緯により当センター管理下におくべきであるとされている IP アドレス</p> <p>（ 2 ） ネットワークアドレス調整委員会を經由して、InterNIC またはその前身から割り当てられた IP アドレス</p> <p>（ 3 ） IP アドレス管理指定事業者制度およびその前身となる制度および CIDR ブロック割り当てに関するパイロットプロジェクト以外のしくみによって、当センターもしくは当センターの前身の JNIC から割り当てられた IP アドレス</p> <p>（ 4 ） 2004 年 4 月 19 日以降この規則制定以前に JPNIC との特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約に基づいて当センターから割り当てられた PI アドレス</p> <p>（ 5 ） この規則に基づいて当センターが割り当てる PI アドレス</p> <p>（ 6 ） 前各号以外の PI アドレスであって、JPNIC 以外のインターネットレジストリから割り当てられ JPNIC に管理が移管された PI アドレス</p> <p><u>（ 7 ） 2011 年 8 月 1 日以降に移転申請者が PI アドレスとして使用することを選択して移転申請し、当センターが移転を承諾した PI アドレス</u></p>
移 転	<p>第 10 条（PI アドレスの割り当てを受ける資格）</p> <p>PI アドレスの被割り当て者は、以下の第 1 号ないし第 3 号のうちいずれか一の目的のみを有するネットワークを運用するものに限られる</p>	<p>第 10 条（PI アドレスの割り当てを受ける資格）</p> <p><u>第 5 条第 7 号以外</u>の PI アドレスの被割り当て者は、以下の第 1 号ないし第 3 号のうちいずれか一の目的のみを有するネットワークを運用す</p>

	<p>ものとする。</p> <p>(1) マルチホーム接続を行うため</p> <p>(2) IXP (Internet Exchange Points) の相互接続セグメントにて使用するため</p> <p>(3) 当センターが別に定めるクリティカルインフラストラクチャー (Critical Infrastructure) をインターネットに接続するため</p>	<p>るものに限られるものとする。</p> <p>(1) マルチホーム接続を行うため</p> <p>(2) IXP (Internet Exchange Points) の相互接続セグメントにて使用するため</p> <p>(3) 当センターが別に定めるクリティカルインフラストラクチャー (Critical Infrastructure) をインターネットに接続するため</p>
誤記修正	<p>第10条 (PI アドレスの割り当てを受ける資格) 5 <u>前項</u>にかかわらず第5条第6号に該当するPI アドレスの被割り当て者は、当該PI アドレスを当センターの管理に移管するときは、当センターとの間で<u>前項</u>に定める契約を締結するものとする。</p>	<p>第10条 (PI アドレスの割り当てを受ける資格) 5 <u>第3項</u>にかかわらず第5条第6号に該当するPI アドレスの被割り当て者は、当該PI アドレスを当センターの管理に移管するときは、当センターとの間で<u>第3項</u>に定める契約を締結するものとする。</p>
移転	<p>第10条 (PI アドレスの割り当てを受ける資格) (該当なし)</p>	<p>第10条 (PI アドレスの割り当てを受ける資格) (追加)</p> <p><u>6 第3項にかかわらず当センターの許諾を得てPI アドレスの移転を受けようとする者は、当センターとの間で第3項に定める契約を締結するものとする。</u></p>
移転	<p>第12条 (PI アドレスの使用条件)</p> <p>被割り当て者は、割り当てを受けたPI アドレスを、第10条第1項第1号ないし第3号のうち契約締結時に届け出た目的を持つネットワークでのみ運用するものとし、その他の目的で使用してはならない。</p> <p>2 被割り当て者は、PI アドレスを使用するにあたりこの規則を遵守する。</p>	<p>第12条 (PI アドレスの使用条件)</p> <p>被割り当て者は、割り当てを受けたPI アドレスを、第10条第1項第1号ないし第3号のうち契約締結時に届け出た目的を持つネットワークでのみ運用するものとし、その他の目的で使用してはならない。<u>ただし、第5条第7号に該当するPI アドレスについてはその限りではない。</u></p> <p>2 被割り当て者は、PI アドレスを使用するにあたりこの規則を遵守する。</p>
料金改定	<p>第17条 (契約申請手数料の支払い)</p> <p>被割り当て者となろうとする者は、別紙 <u>1 「プロバイダ非依存アドレス契約申請手数料・維持料の額および支払い方法」</u> の定めるところにより、<u>契約申請手数料</u> を支払うものとする。この<u>契約申請手数料</u> は、認定の費用に充当し、事由のいかんを問わず返還しない。</p>	<p>第17条 (契約料の支払い)</p> <p>被割り当て者となろうとする者は、別紙「<u>契約料・維持料の額および支払い方法</u>」の定めるところにより、<u>契約料</u> を支払うものとする。この<u>契約料</u> は、認定の費用に充当し、事由のいかんを問わず返還しない。</p> <p>2 (<u>削除</u>)</p>

	<p>2 <u>被割り当て者は、1割り当てネットワークに対してPIアドレスの追加割り当てを受ける場合、あるいはIPv4アドレスまたはIPv6アドレスのいずれか一方のPIアドレスの割り当てを受けている割り当てネットワークに対して他方の割り当てを受ける場合、その都度当センターに対し契約申請手数料を支払う。</u></p>	
料金改定	<p>第18条（アドレス維持料の支払い） 被割り当て者は、当センターに対し、別紙<u>1「プロバイダ非依存アドレス契約申請手数料・維持料の額および支払い方法」</u>の定めるところにより、アドレス維持料を支払う。</p>	<p>第18条（<u>IP</u>アドレス維持料の支払い） 被割り当て者は、当センターに対し、別紙「<u>契約料・維持料の額および支払い方法</u>」の定めるところにより、<u>IP</u>アドレス維持料を支払う。 <u>2 前項にかかわらず、被割り当て者がIPv4アドレスおよびIPv6アドレスの両方の割り当てを受けている場合は、それぞれのIPアドレスの総量に応じて算出されるIPアドレス維持料のうち、いずれか金額の高い方を当該年度のIPアドレス維持料として支払えば足りる。</u> <u>3 被割り当て者が歴史的PIアドレスの割り当てを受けている、またはIPアドレス管理指定事業者（以下「IP指定事業者」という）としてIPアドレスの割り振りを受けている場合は、割り当てを受けたPIアドレス、歴史的PIアドレス、およびIP指定事業者として割り振りを受けたIPアドレス数の合計に応じてIPアドレス維持料を算定するものとする。</u></p>
料金改定	付則 (該当なし)	付則 <u>1. この規則は、IPアドレス等料金体系改定に伴い、2011年8月31日に改正され、2011年10月3日より実施する。</u>
料金改定	付則 (該当なし)	付則 <u>2. 第17条の定めにかかわらず、当センターから既にIPアドレスの割り振り、割り当て、またはAS番号の割り当てを受けている者は、契約料の支払いを免除する。</u>
料	付則	付則

<p>金 改 定</p>	<p>(該当なし)</p>	<p><u>3. IPアドレス維持料の額について、JPNIC 正会員である被割り当て者には、算出した IP アドレス維持料から 100,000 円を減じた金額を請求する。ただし、減額前の IP アドレス維持料額が 100,000 円に満たない場合は、請求をしないこととする。</u></p>																										
<p>料 金 改 定</p>	<p>付則 (該当なし)</p>	<p>付則 <u>2. 4 第 18 条第 3 項の定めにかかわらず、2013 年度までは IP 指定事業者として割り振りを受けた IP アドレス、割り当てを受けた PI アドレス、歴史的 PI アドレスを合計せず、別々に IP アドレス維持料を算出して支払うことができるものとする。この場合の前号の減額は、IP アドレス維持料の合算額から行うものとする。</u></p>																										
<p>料 金 改 定</p>	<p>別紙 <u>プロバイダ非依存アドレス契約申請手数料</u>・維持料の額および支払い方法</p> <p>1. <u>プロバイダ非依存アドレス契約申請手数料</u></p> <p><u>契約申請手数料</u>は次の表の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 1339 783 1733"> <tr> <td colspan="2">+-----+</td> </tr> <tr> <td> 費目</td> <td> 費用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">+-----+</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">+-----+</td> </tr> <tr> <td> <u>契約申請手数料</u></td> <td> <u>420,000 円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">+-----+</td> </tr> <tr> <td colspan="2">-+</td> </tr> </table> <p>(注 1) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振り込み手数料は被割り当て者の負担とする。</p> <p>(注 2) <u>プロバイダ非依存アドレス契約申請手数料</u>は事由のいかんを問わず返還しない。</p>	+-----+		費目	費用	+-----+				+-----+		<u>契約申請手数料</u>	<u>420,000 円</u>	+-----+		-+		<p>別紙 <u>契約料</u>・維持料の額および支払い方法</p> <p>1. <u>契約料</u></p> <p><u>契約料</u>は次の表の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="821 1240 1422 1451"> <tr> <td colspan="2">+-----+</td> </tr> <tr> <td> 費目</td> <td> 費用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">+-----+</td> </tr> <tr> <td> <u>契約料</u></td> <td> <u>262,500 円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">+-----+</td> </tr> </table> <p>注 1) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振り込み手数料は被割り当て者の負担とする。</p> <p>注 2) <u>契約料</u>は事由のいかんを問わず返還しない。</p> <p>2. <u>契約料</u>の支払い方法</p> <p><u>契約料</u>は、当センターより被割り当て者に請求する。被割り当て者は、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</p>	+-----+		費目	費用	+-----+		<u>契約料</u>	<u>262,500 円</u>	+-----+	
+-----+																												
費目	費用																											
+-----+																												
+-----+																												
<u>契約申請手数料</u>	<u>420,000 円</u>																											
+-----+																												
-+																												
+-----+																												
費目	費用																											
+-----+																												
<u>契約料</u>	<u>262,500 円</u>																											
+-----+																												

料金改定	<p>別紙</p> <p>3. <u>プロバイダ非依存アドレス維持料</u></p> <p>維持料は1ネットワークごとに次の表の通りとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">費目</th> <th style="width: 40%;">費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アドレス維持料</td> <td>210,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>この場合において、被割り当て者が1割り当てネットワークに対してIPv4アドレスおよびIPv6アドレスの両方のPIアドレスの割り当てを受けているときであっても、1割り当てネットワークあたりのIPアドレス維持料を支払えば足りるものとする。IPv4アドレスとIPv6アドレスが同一のネットワーク機器上に重畳される(いわゆるデュアルスタックの)場合だけでなく、IPv4アドレスとIPv6アドレスを別々のネットワーク機器を通じてインターネットに接続する場合であっても、同一のサービス提供者が同一の目的で、インターネットに接続性を提供する場合は、同一ネットワークへの割り当てとみなす。</p> <p>注3) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振り込み手数料は被割り当て者の負担とする。</p> <p>注4) IPアドレス維持料は事由のいかんを問わず返還しない。</p>	費目	費用	アドレス維持料	210,000 円	<p>別紙</p> <p>3. <u>IPアドレス維持料(2013年度まで)</u></p> <p><u>IPアドレス</u>維持料は1ネットワークごとに次の表の通りとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">費目</th> <th style="width: 40%;">費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>IPアドレス</u>維持料</td> <td>210,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>この場合において、被割り当て者が1割り当てネットワークに対してIPv4アドレスおよびIPv6アドレスの両方のPIアドレスの割り当てを受けているときであっても、1割り当てネットワークあたりのIPアドレス維持料を支払えば足りるものとする。IPv4アドレスとIPv6アドレスが同一のネットワーク機器上に重畳される(いわゆるデュアルスタックの)場合だけでなく、IPv4アドレスとIPv6アドレスを別々のネットワーク機器を通じてインターネットに接続する場合であっても、同一のサービス提供者が同一の目的で、インターネットに接続性を提供する場合は、同一ネットワークへの割り当てとみなす。</p> <p>注3) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振り込み手数料は被割り当て者の負担とする。</p> <p>注4) <u>IPアドレス</u>維持料は事由のいかんを問わず返還しない。</p>	費目	費用	<u>IPアドレス</u> 維持料	210,000 円
	費目	費用								
アドレス維持料	210,000 円									
費目	費用									
<u>IPアドレス</u> 維持料	210,000 円									
料金改定	<p>別紙</p> <p>(該当なし)</p>	<p>別紙</p> <p><u>4. IPアドレス維持料(2014年度以降)</u></p> <p><u>IPアドレス維持料は、毎年4月1日0:00の割り当てアドレス数の総量に基づき、以下の計算式によって算出する。</u></p> <p><u>・IPv4アドレスに基づく算出</u></p>								

$$(65000 \times 1.3^{(\log_2 [IPv6 \text{ アドレスの } / 56 \text{ の個数 }] - 23)}) + \text{消費税および}$$

(単位：円)

・IPv6 アドレスに基づく算出

$(65000 \times 1.3^{(\log_2[\text{IPv6アドレスの} / 56 \text{の個数}] - 23)}) + \text{消費税および地方}$

(単位：円)

この場合において、被割り当て者が IPv4 アドレスおよび IPv6 アドレスの両方の PI アドレスの割り当てを受けているときであっても、いずれか一方金額の多い方の IP アドレス維持料を支払えば足りるものとする。

注5) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振り込み手数料は被割り当て者の負担とする。

注6) IP アドレス維持料は事由のいかんを問わず返還しない。

字句等の修正

	現在の文書	改定後の文書
	<p>第7条（PI アドレス割り当ての意味）</p> <p>この規則の適用対象となるPI アドレスの割り当てとは、当センターが管理を委ねられたIP アドレスについて、一意性を確保するための付帯的な技術的処理を行ったうえで被割り当て者に提供され、被割り当て者は当センターの定める割り当てを受けるために必要な技術的要件を維持しPI アドレスを使用する（以下この使用を「PI アドレス・リース」という）。</p>	<p>第7条（PI アドレス割り当ての意味）</p> <p>この規則の適用対象となるPI アドレスの割り当てとは、当センターが管理を委ねられたIP アドレスについて、一意性を確保するための付帯的な技術的処理を行ったうえで被割り当て者に提供される<u>ことをい</u>、被割り当て者は当センターの定める割り当てを受けるために必要な技術的要件を維持しPI アドレスを使用する<u>ものとす</u>（以下この使用を「PI アドレス・リース」という）。</p>
	<p>第22条（当センターの責任）</p> <p>当センター、当センターの役員、職員、委員その他の関係者の責めに帰すべき事由により、被割り当て者がPI アドレスの割り当て、PI アドレス・リース等の取り扱いにより損害を受けた場合、当センターのみが、この規則に基づいて当センターが当該年度に現実に収納したIP アドレス維持料の範囲内において、現実に発生した直接の損害についてのみ、損害を賠償するものとし、他の一切の責任を負担しない。なお、当該年度のアドレス維持料の請求がない場合は、第17条に基づき納入された<u>契約申請手数</u>の範囲内とする。</p>	<p>第22条（当センターの責任）</p> <p>当センター、当センターの役員、職員、委員その他の関係者の責めに帰すべき事由により、被割り当て者がPI アドレスの割り当て、PI アドレス・リース等の取り扱いにより損害を受けた場合、当センターのみが、この規則に基づいて当センターが当該年度に現実に収納した<u>IP</u>アドレス維持料の範囲内において、現実に発生した直接の損害についてのみ、損害を賠償するものとし、他の一切の責任を負担しない。なお、当該年度の<u>IP</u>アドレス維持料の請求がない場合は、第17条に基づき納入された<u>契約料</u>の範囲内とする。</p>
	<p><u>4. プロバイダ非依存</u>アドレス維持料の支払方法</p> <p><u>プロバイダ非依存アドレス維持料は、毎年4月1日0:00時点におけるプロバイダ非依存アドレスの割り当てを受けている割り当てネットワークの単位に対して計算される。当センターはこの計算された維持料を被割り当て者に対して請求するものとし、被割り当て者は請求書が到着した月の翌月末日までに当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</u></p>	<p><u>5. IP</u>アドレス維持料の支払方法</p> <p><u>当センターは前記別紙3または別紙4にて算出したIPアドレス維持料を被割り当て者に対して請求するものとし、被割り当て者は請求書が到着した月の翌月末日までに当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</u></p>
	<p><u>5. 遅延利息</u></p>	<p><u>6. 遅延利息</u></p>

<p>被割り当て者は、維持料について支払期日を過ぎても支払いがない場合、未払アドレス維持料に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日まで、年 14.5 パーセントの割合で計算される金額を遅延利息として、別途当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</p>	<p>被割り当て者は、<u>IP アドレス</u>維持料について支払期日を過ぎても支払いがない場合、未払<u>IP アドレス</u>維持料に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日まで、年 14.5 パーセントの割合で計算される金額を遅延利息として、別途当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</p>
---	---